

議案第24号

つくば市立保育所条例の一部を改正する等の条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年 2月24日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市立保育所条例の一部を改正する等の条例

(つくば市立保育所条例の一部改正)

第1条 つくば市立保育所条例(昭和63年つくば市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とする。

第9条中「前条」を「前条第1項」に、「扶養義務者」を「保護者」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「児童」の次に「(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。)」を加え、「扶養義務者」を「保護者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一人」を「1人」に、「保育の」を「児童の」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 乳児又は幼児 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)

第8条第2項第2号中「放課後保育（実施条例第3条第1項に規定する場合に行う保育をいう。）」を「前条第1項の放課後保育に係る小学校低学年児童」に、「1箇月」を「1か月」改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（放課後保育の実施基準等）

第8条 保育所における放課後保育は、小学校低学年児童（市内の小学校に在籍する第1学年からおおむね第3学年までの者をいう。以下この項及び次条第2項第2号において同じ。）の保護者のいずれもが労働等により、放課後に当該小学校低学年児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該小学校低学年児童を保育することができないと認められる場合に行うことができる。

2 前項の放課後保育は、規則で定める保育所で行う。

（つくば市保育実施条例の廃止）

第2条 つくば市保育実施条例（昭和63年つくば市条例第104号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

つくば市立保育所条例（昭和63年つくば市条例第103号）新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 - 第7条（略）</p> <p><u>（放課後保育の実施基準等）</u></p> <p>第8条 <u>保育所における放課後保育は、小学校低学年児童（市内の小学校に在籍する第1学年からおおむね第3学年までの者をいう。以下この項及び次条第2項第2号において同じ。）の保護者のいずれもが労働等により、放課後に当該小学校低学年児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該小学校低学年児童を保育することができないと認められる場合に行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の放課後保育は、規則で定める保育所で行う。</u></p> <p>（保育料）</p> <p>第9条 <u>保育所に入所した児童（児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。）の保護者は、保育料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 保育料の額は、前項に規定する児童<u>1人</u>につき、次に掲げる<u>児童の</u>区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>乳児又は幼児 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額）</u></p> <p>(2) <u>前条第1項の放課後保育に係る小学校低学年児童</u> <u>1か月につき4,000円</u></p> <p>（保育料の減免）</p>	<p>第1条 - 第7条（略）</p> <p>（保育料）</p> <p>第8条 <u>保育所に入所した児童</u> <u>の扶養義務者は、保育料を納付しなければならない。</u></p> <p>2 保育料の額は、前項に規定する児童<u>一人</u>につき、次に掲げる<u>保育の</u>区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>通年保育（つくば市保育実施条例（昭和63年つくば市条例第104号。以下「実施条例」という。）第2条に規定する場合に行う保育をいう。） 規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>放課後保育（実施条例第3条第1項に規定する場合に行う保育をいう。）</u> <u>1箇月につき4,000円</u></p> <p>（保育料の減免）</p>

<p><u>第10条</u> 市長は、<u>前条第1項</u>に規定する<u>保護者</u>に保育料を負担する資力がな いと認めるときは、当該保育料の全部又は一部を免除することができる。 (委任)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>附則 (以下略)</p>	<p><u>第9条</u> 市長は、<u>前条</u>に規定する<u>扶養義務者</u>に保育料を負担する資力がな いと認めるときは、当該保育料の全部又は一部を免除することができる。 (委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>附則 (以下略)</p>
---	---